

平成31年第3回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成31年3月8日、14時に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第3回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三	(※20番から23番は、代表推進委員。)	

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地改良届出について
- ・報告第3号 農地法第4条の規定による許可の取り下げについて
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第7号 非農地判断について
- ・議案第8号 朝倉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	石橋 一良
係長	中村 敬一郎
事務吏員	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる
事務吏員	寺岡 滝治

7. 本会議に出席した他課の職員

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成31年第3回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。ただ今の出席委員は農業委員19名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に15番穴見委員、16番林委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
- 事務局 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 （松尾）1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。4頁まで計20件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から20番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。
- 議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から20番について、これを受理いたします。次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます
- 事務局 （松尾）5頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。3番田中委員。
- 3 番 （田中委員）申請地は、周囲より土地が低く排水も悪く、耕作に不便なため隣接地並みに地上げを行い、畑として利用するものです。作付け予定は、梅です。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 なし。
- 議 長 なければ、本件について、質問や意見はありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。次に、報告第3号「農地法第4条の規定による許可申請の取り下げ願について」事務局の説明を求めます。
- 事務局 （松尾）6頁をお願いします。議案朗読をもって説明。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 （松尾）7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
- 農業振興課（大山） 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局及び農業振興課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (寺岡)「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の8番森部委員、29番石松委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号2番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の8番森部委員、29番石松委員を指名いたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号3番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の13番田中委員、25番平田委員を指名いたします。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号4番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の13番田中委員、25番平田委員を指名いたします。

それでは、審議番号1番から4番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

議 長 なければ、議案第2号、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第3号は可決されました・・・、もとい議案第2号は可決されました。ここで、休憩いたします。15時37分より再開いたします。

(休憩：15時27分から15時37分)

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。14頁まで8件ございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7 番 (原野委員) 審議番号1番について説明いたします。契約は売買、権利移転の理由として、譲受人の規模拡大、譲渡し人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
- 11番 (手島委員) 審議番号2番について説明いたします。契約は売買、理由は、譲渡し人は離農によるもの譲受人は規模拡大です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 次に、審議番号3番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。
(議長交代：会長 → 伊藤副会長)
- 議 長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明いたします。契約は売買、3月5日に面談を行っています。法人による農地取得ですが、農地法の例外規定により取得する法人の事務運営に欠かすことのできない試験圃場や研究事業に必要な農地取得については例外規定があります。
※(農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外)
その権利を取得しようとする者が法人であつて、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められること。加工用原料の試験研究、実証圃場です。農地法第3条第2項には該当いたしません。申請地は譲受人の工場の隣接地とのことです。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「ありません。」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
- 議 長 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
- 17番 (樋口委員) 審議番号4番について説明いたします。契約内容は贈与。父から子への贈与となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 ないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
- 議 長 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。
- 14番 (櫻木委員) 審議番号5番について説明します。譲受人は規模拡大によるものです。譲渡し人は高齢のため、譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

- 議 長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。
- 13番 （田中委員）審議番号5番について説明します。譲受人は相手方の要望によるものです。譲渡し人は経営縮小で、譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 なければ、審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。
- 8番 （森部委員）審議番号7番について説明いたします。契約内容は贈与。祖父から孫への贈与となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 ないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
（「審議番号8番は申請取り下げ。」）
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。
- 12番 （畑委員）審議番号9番について説明いたします。契約内容は贈与。妻から夫への贈与となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
- 議 長 ないようですので、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
ここで、議事進行上、暫時休憩といたします。そのまま着席お願ひします。
（暫時休憩「現地ビデオ」）
- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。
ここで、休憩いたします。16時16分より再開いたします。
（休憩：16時06分から16時16分）
- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。
議案第4号「農農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 （水落）15頁をお願いします。5件です。議案書により説明。

- 議 長 事務局の説明は終わりました。
- 1 1 番 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
(手島委員) 審議番号1番について説明します。転用の目的、貸露天資材置場、転用の理由は資材置場として整備して貸して、賃料収入を得るため。農地法の運用について10ha以上の一団の農地、集落接続に該当。農用地区域外、第1種農地。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
- 1 1 番 (手島委員) 審議番号2番について説明します。転用の目的、農地改良による一時転用です。〇〇園の利用者が耕作を行なうため、田から畑へ農地改良を行うものです。作付け予定は、さつまいも。農地法の運用について10ha以上の一団の農地に該当。農用地区域外、第1種農地。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。
- 1 6 番 (林委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、植林、理由は、山間の農地で高齢でもあり耕作できないため、植林を行い山林として利用するものです。その他の農地、第2種農地、農用地区域外農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。
- 1 6 番 (林委員) 審議番号4番について説明します。転用の目的、植林、理由は、山間の農地で高齢でもあり耕作できないため、植林を行い山林として利用するものです。その他の農地、第2種農地、農用地区域外農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号5番について説明します。転用の目的、植林、理由は、山間の農地で高齢でもあり耕作できないため、植林を行い山林として利用するものです。その他の農地、第2種農地、農用地区域外農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

次に、17頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。19頁まで8件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。転用の目的、苗床への転用、耕作の利便性を高めるため、コンクリート張りにより苗床を整備するもの。農地法の運用は、農用地区域にある農地に該当。農業用施設用地、農用地区域内農地。審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。

9番 (武井委員) 審議番号2番について説明します。転用の目的、農家住宅。現在の住居が老朽化したため、親子共同で住宅を建築するものです。家庭排水は公共下水及び合併浄化槽へ、雨水は既設の水路へ流します。農地法の運用は、その他の農地に該当。農用地区域外、第2種農地。審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
- 4 番 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。
(森山委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、集合住宅です。アパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するものです。雑排水は公共下水へ雨水は既設水路へ流します。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第3種農地。審議の程、よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
- 次の審議番号4番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。
- (議長交代：会長 → 伊藤副会長)
- 議 長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。
- 審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。契約は売買。転用目的、自己用住宅。借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。家庭排水は合併浄化槽へ、雨水は既設の水路へ流します。農地法の運用は、その他の農地に該当。農用区域外、第2種農地。審議の程、よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。それでは、議長を後藤会長と交代します。
- (議長交代：伊藤副会長 → 会長)
- 議 長 (後藤会長) 議長を交代しました。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
- 11番 (手島委員) 審議番号5番について説明します。契約は使用貸借です。転用の目的、露天駐車場・作業スペースです。転用理由、隣接する施設の駐車場及び施設利用者の作業用スペースが不足しているため整備するものです。農地法の運用について10ha以上の一団の農地に該当。農用区域外、第1種農地。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

- 議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
- 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。
- 10番 (手島委員) 審議番号6番について説明します。転用の目的、一時転用、事務所、露天駐車場。隣接山林で行われる太陽光発電施設造成工事のため、現場事務所及び駐車場を整備するもので、一時転用期間、平成31年9月30日まで一部使用されていますので始末書が添付されています。農地法の運用について10ha以上の一団の農地に該当。農用地区域内、農用地区域内農地。雑排水については、簡易トイレで汲み取り式のため排水はありません。審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
- 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。
- 14番 (櫻木委員) 審議番号7番について説明します。転用の目的、露天駐車場、理由は近隣の恵蘇八幡宮の参拝者用駐車場が不足しているため、駐車場として整備するものです。農地法の運用について10ha以上の一団の農地に該当。農用地区域外、第1種農地。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
- 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。
- 18番 (伊藤委員) 審議番号8番について説明します。転用の目的、露天資材置場、理由は近隣に借りている資材置場の返却を求められたため、既存の資材置場を拡張するものです。農地法の運用について10ha以上の一団の農地に該当。農用地区域外、第1種農地。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
- 次に、20頁、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題としま

す。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。

事務局

(寺岡) 20頁をお願いします。審議番号1番から4番は、推進機構からの買い入れです。審議番号5番については推進機構への売渡です。計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは、議案第7号、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長

ないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次の、審議番号2番は、譲受人について、農業委員会等に関する法律、第31条第1項に該当いたしますので審議が終わるまで11番 手島委員には、退室をお願いいたします。

(11番委員、退室後)

議長

それでは、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。審議が終わりましたので、11番 手島委員の入室をお願いします。

(11番委員 入室、着席確認後)

議長

次に、審議番号3番から審議番号5番まで、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長

なければ、審議番号3番から審議番号5番まで、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号3番から審議番号5番まで承認といたします。それでは、審議番号1番から審議番号5番について承認とし、市長へ通知いたします。

次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

(水落) 議案朗読をもって説明。3件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長

事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。13番 田中委員。

13番

(田中委員) 審議番号1番について説明いたします。申請土地については、ビデオにて見ていただきましたとおり昭和33年度に完了した土地改良の記念碑が建っているところ約3坪の農地で、20年以上農地外課税で、区会長、隣接者の証明もとってあります。農地については、第1種農地で集落接続に該当します。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長

他に、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長

異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。3番 田中委員。

3番

(田中委員) 審議番号2番について説明いたします。〇〇地区の〇〇神社の境内地にある土地で現況はビデオにて見ていただいたとおりです。20年以上前から事務所等が建っており

農地外課税ともなっています。第2種農地です。区会長、隣接者の証明もとってあります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 他に、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次の審議番号3番については、災害復旧事業の関係でもありますので事務局の説明を求めます。

事務局 （水落）23頁になります。審議番号3番です。災害による被災を受けている箇所、平成29年九州北部豪雨災害復旧に伴い、県が施行する治山事業の対象地になっており復旧事業の一部に該当するとの事で非農地の申請がでております。

議 長 事務局の説明はおわりました。担当委員の補足説明はございませんか。17番樋口委員。
17番 （樋口委員）別にあります。

議 長 推進委員の補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 ないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、議案第8号 朝倉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。続けて、指針についても説明を求めます。

事務局 （中村）議案朗読をもって説明。尚、この計画については、策定委員8名にて2月22日に会議を開催し推進委員さんからも意見をいただき協議・検討した結果、指針の策定を行なっております。ご審議方よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 事務局の説明は終わりました。議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第8号は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

（会議終了時刻 17:02）